

4-2 特定事業等の設定

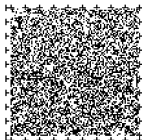
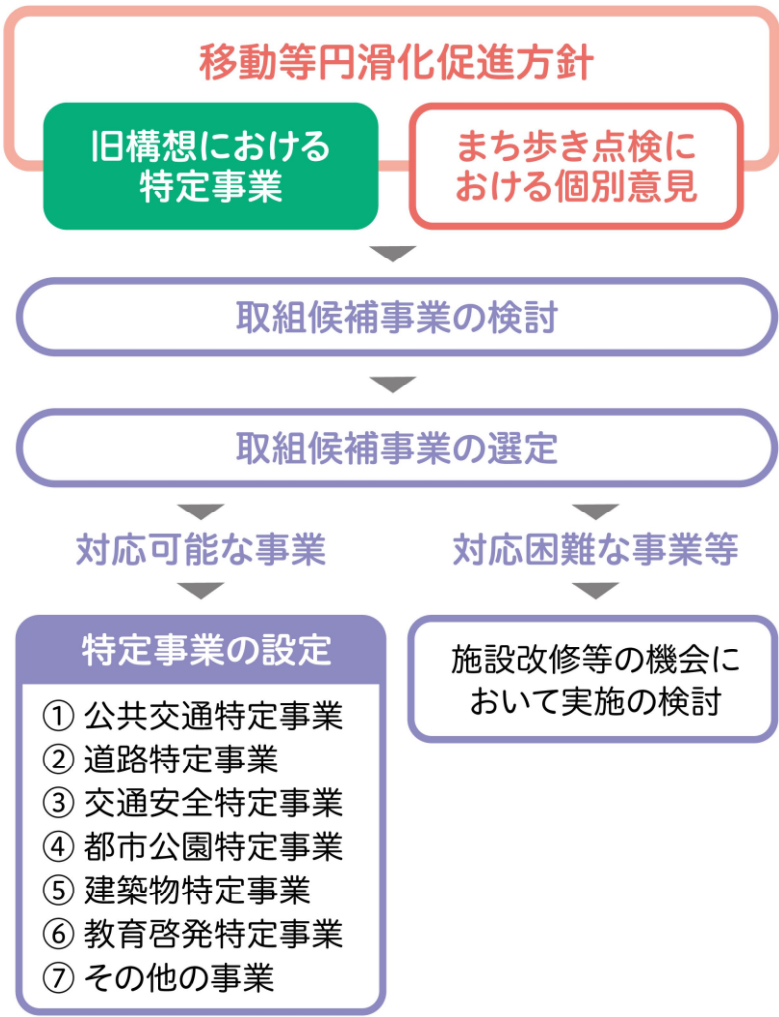
（１）特定事業とは

特定事業とは、バリアフリー法で定める事業とその他の事業からなり、重点整備地区における生活関連施設や生活関連経路等を対象に、各事業者が取り組むバリアフリー化に関する事業です。

（２）特定事業の設定までの流れ

移動等円滑化促進方針を踏まえつつ、旧構想における特定事業の実施状況や、重点整備地区を対象に実施したまち歩き点検*の結果を加味し、特定事業の取組候補を選定しました。これらの候補事業のうち、対応可能な事業を特定事業として設定しました。現状で、対応が困難な事業等については、施設改修等の機会において実施の検討をします。

図 4-3 特定事業の設定までの流れ



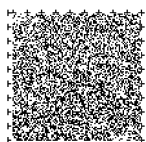
(3) 特定事業の内容

重点整備地区で実施する各分野別の特定事業の内容を以下のとおり示します。

①-1 公共交通特定事業(鉄道駅)

事業名	事業内容
施設の設備等の適切な維持管理、更新	・視覚障害者の方が駅内を円滑に移動できるよう視覚障害者誘導用ブロックの破損等を確認し、必要に応じて補修する。 ・ホームを安心して移動できるようにホームドアの開閉機構の点検やセンサーの動作確認を行う。 ・エレベーター・エスカレーターを利用して駅内を円滑に移動できるよう動作確認や清掃・故障時の対応を行う。 ・案内表示が見やすく、わかりやすい状態を維持するために汚れや破損・誤表示等を確認し、清掃、修繕を行う。 ・券売機が利用しやすい状態となるよう画面の視認性の確認や、音声案内の動作確認を行う。 ・トイレの清掃・衛生管理・設備の動作確認を行う。 ・その他、施設の設備等の適切な維持管理、更新を行う。
駅員を呼ぶ改札口のインターフォンの改良	・聴覚障害者の方や言語によるコミュニケーションが難しい利用者が駅員と視覚的に意思疎通できるようにするためにインターフォンにカメラ・モニター機能を追加するなどの改良を行う。
音声案内設備の整備	・駅員を呼ぶインターフォン等の駅内設備の位置を案内するために音声案内設備を整備する。
橋上駅舎の整備 (エレベーター、エスカレーター、バリアフリートイレ等の新設)	・中野駅西側南北通路・橋上駅舎等事業による、橋上駅舎及び橋上駅舎整備に伴う、バリアフリー設備(エレベーター、エスカレーター、バリアフリートイレ等)を新設する。
ホームドアの整備	・ホームからの転落防止のためのホームドアを整備する。
東口駅舎のバリアフリー化の検討	・JR東中野駅の東口駅舎のバリアフリー化について、鉄道事業者を始めとした関係者と実現に向けた方策について検討する。
連続立体交差事業に伴う駅舎改良	・西武新宿線連続立体交差事業(地下化工事)に伴う、駅舎の改良を行う。
連続立体交差事業に合わせたホームドアの整備	・西武新宿線連続立体交差事業(地下化工事)に伴う、ホームドアの整備を行う。
識別または認知しやすい表示の整備	・出入口やトイレ、エレベーターなどを案内するわかりやすい表示を整備する。

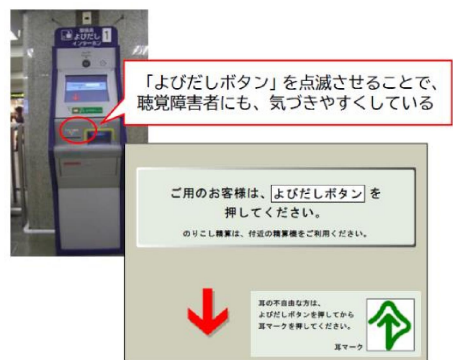
(次ページに続く)



事業名	事業内容
視覚障害者誘導用ブロックの設置	・駅務室に繋がる経路など駅舎内の視覚障害者誘導用ブロックを整備する。
ボラードの視認性改善	・駅敷地内にある、ボラードに着色等を施し、視認性を向上する。

【コラム】カメラ・モニター付きインターフォン

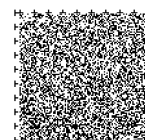
カメラ・モニター付きインターフォンは、利用者がオペレーターを呼び出し、必要な案内のほか、精算やきっぷの購入のサポートを行うとともに、移動のサポートをする係員等を呼び出すことができます。また、カメラによる乗車券類の確認機能、ICカード処理機能、筆談や資料案内ができる双方向の画像表示機能等の搭載も可能であり、画面の耳マーク等を押下することにより聴覚に障害があることの意味表示が可能です。



出典：駅の無人化に伴う安全・円滑な
駅利用に関するガイドライン
モニター・カメラ付インターフォン（阪急電鉄）

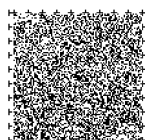
①-2 公共交通特定事業(路線バス)

事業名	事業内容
バス車内設備や乗降設備の定期的な点検	・車いす使用者が安全に乗降できるように乗降用スロープの滑り止めの状態や破損を確認する。 ・車いす使用者やベビーカー使用者が安心して乗車していただけるように固定具のベルトの劣化・不具合を確認する。 ・誰もが安全に乗降し、乗車していただけるよう手すりの設置状況や車内音声設備、行先表示機が適切に動作するよう確認する。 ・その他、バス車内設備や乗降設備の定期的な点検を行う。
ノンステップバスの導入推進	・車両更新や新規導入の際は、乗降口に段差のないノンステップバスの導入を進める。
バスの情報提供設備の改良	・視認性の向上のために行先表示機の表示画面の大型化や LED 化等を行う。



② 道路特定事業

事業名	事業内容
道路の適切な維持管理	・視覚障害者の方が安心して移動できるよう視覚障害者誘導用ブロックの破損等を確認し、必要に応じて補修する。 ・路面や街渠ブロック等のひび割れや欠損を補修する。 ・区画線やカラー舗装の劣化状況を確認し、補修する。 ・その他、道路の適切な維持管理を行う。
歩道の有効幅員の確保	・安心して通行できる歩行者空間を確保するため、歩道の有効幅員（原則 2.0m 以上、沿道の利用状況や道路の交通量等により整備困難な場合は、1.5m 以上）を確保する。
視覚障害者誘導用ブロックの設置	・歩道の切り開き部での視覚障害者誘導用ブロックの設置やバス停駅、生活関連施設の出入口に繋がる経路等に視覚障害者誘導用ブロックを連続設置する。
歩道の段差・勾配の改善	・歩道のセミフラット化工事や切り開き部の部分的な段差、勾配の改良等を実施する。
路側帯*のカラー舗装	・生活関連経路の路側帯をカラー化し、安全な歩行者空間を確保する。
中野駅西側南北通路の整備	・中野駅周辺の都市計画道路事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業等に併せた交通広場などの都市基盤整備を実施する。
中野駅桃園広場の整備	
新北口駅前広場の整備	
南口駅前広場の拡張整備	
交通広場の整備	・新井薬師前駅及び沼袋駅に交通広場の整備を実施する。
駅周辺の歩行経路のバリアフリー化の検討	・JR 東中野駅東口周辺の地形上の段差解消や駅を挟んだ南北のバリアフリー経路の確保に向けた検討を行う。



【コラム】板橋型 BF ブロック

板橋区が福祉団体、コンクリートブロック製造会社と協議を重ね製品化した、車いす使用者、視覚障害者、ベビーカー利用者などに配慮したユニバーサルデザインの街渠ブロックです。

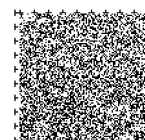
縁端高さ0cmとしており、車いす、ベビーカー等のスムーズな通行が可能であり、すべり止めと杖や足裏による認識効果が大きく、視覚障害者（白杖使用者）が通過する際に白杖が必ず特殊ゴムピースにあたり、歩道と車道の境界を認識しやすいという特徴があります。



出典：板橋区ホームページ
道路などに関する計画・事業

③ 交通安全特定事業

事業名	事業内容
信号機のバリアフリー化 (音響式信号機の改良)	・目の不自由なかが安全に横断できるように、歩行者用信号が青のタイミングで横断歩道の両端から音響(「ピヨピヨ」「カッコー」など)を鳴動させ、誘導を行う音響式信号機へ改良する。
横断歩道を利用する視覚障害者の安全性向上(必要に応じてエスコートゾーンを整備)	・道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列(エスコートゾーン)を整備する。
道路標識及び道路標示の適切な補修(必要に応じて実施)	・道路標識及び道路標示の適正な維持管理に努める。
違法駐車防止のための事業実施	・横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車の手引き取締りを実施する。 ・歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車の手引き取締りを実施する。 ・違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動を実施する。



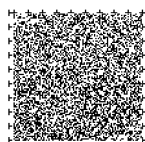
④ 都市公園特定事業

事業名	事業内容
出入口やスロープ等の園路の適切な維持管理	・出入口の通路やスロープのガタツキや凹凸等の損傷、劣化を確認し必要に応じて補修を行う。 ・園内の視覚障害者誘導用ブロックの破損等を確認し、必要に応じて補修する。 ・その他、園内通路の適切な維持管理を行う。
トイレや案内板等の園内設備の点検、補修	・トイレを誰もが利用できるように清掃・衛生管理・設備の動作確認を行う。 ・案内表示が見やすく、わかりやすい状態を維持するために汚れや破損・誤表示等を確認し、清掃、修繕を行う。 ・その他、園内設備の点検、補修を適宜行う。
誰もが利用しやすい公園への再整備	・誰もが利用しやすいように配慮した施設(遊具、トイレ、ベンチ、水飲み等)を整備する。 ・主な出入口及び園路は、平坦で滑りにくい舗装とすることや基準に合った通路幅、勾配、段差に改善をする。
主要な出入り口の段差の改善及び有効幅の確保	・車いす使用者やベビーカー使用者が円滑に通行できるように主要な出入口の段差及び有効幅について、基準を満たすよう改善する。
バリアフリートイレの整備	・車いす使用者や高齢者、介助が必要な方に配慮した広さの確保や手すりの設置、ベビーベッドの設置など、誰もが安心して利用できるよう配慮したバリアフリートイレを整備する。

⑤ 建築物特定事業

事業名	事業内容
施設内の設備等の適切な維持管理	・視覚障害者の方が円滑に歩行できるよう視覚障害者誘導用ブロックの破損等を確認し、必要に応じて補修する。 ・エレベーター・エスカレーターを利用して駅内を円滑に移動できるように動作確認や清掃・故障時の対応を行う。 ・案内表示が見やすく、わかりやすい状態を維持するために汚れや破損・誤表示等を確認し、清掃、修繕を行う。 ・トイレを誰もが利用できるように清掃・衛生管理・動作確認等を行う。 ・その他、施設内の設備等の適切な維持管理を行う。
施設内の移動に支障となる通路上の障害物の撤去	・施設内の円滑な移動環境を確保するため、施設内の移動動線上にある障害物を撤去し、通行空間を維持する。

(次ページに続く)

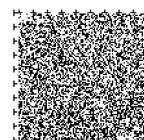


事業名	事業内容
窓口や受付での筆談具*などのコミュニケーションツール*の準備	・窓口や受付において、聴覚障害者や言語によるコミュニケーションが困難な方々との円滑な意思疎通を図るため、筆談具やコミュニケーションボードなどの支援ツールを常備し、誰もが安心して利用できる窓口や受付の体制を整える。
利便性向上に向けたトイレの改修	・トイレの洋式化やオストメイト*設備の追加など、様々な利用者に配慮したトイレ環境を整備する。
トイレを始めとした利用しやすい施設への改修	・利便性向上に向けたトイレの改修を始め、誰もが安心して利用できる快適な施設へ改修する。
識別または認知しやすい表示の整備	・出入口やトイレ、エレベーター、駐車場、駐輪場などの設備や経路を案内するわかりやすい表示を整備する。
視認性の向上のための階段の段鼻の改修	・階段の段鼻に視認性の良いすべり止めシール等を設置する。
主要な出入口を自動ドアへ改良	・引き戸等となっている施設の主要な出入口を自動ドアに改良する。

⑥ 教育啓発特定事業

事業名	事業内容
ヘルプカード*とヘルプマーク*の配布	・障害福祉課や各すこやか福祉センター窓口等でヘルプカード及びヘルプマークを区民に配布する。
啓発用リーフレット等の配布	・小中学校及び行政窓口等で障害の理解啓発に向けた啓発用リーフレット等を配布する。
障害理解と合理的配慮等に関する研修の実施	・多様な障害の特性や合理的配慮についての理解促進を目的とした区民や民間事業者向けの研修を実施する。さらに、中野区職員の意識の醸成を図るため、職員向け研修も実施する。
障害の理解促進・ふれあい交流事業の実施	・障害のある人となない人との交流を目的とした交流事業を実施する。
手話言語理解促進事業の実施	・令和2年4月に施行した「中野区手話言語条例*」及び「中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例」に基づき、手話が言語であることに対する理解を促進するための事業を実施する。
接遇研修の実施や「サービス介助士」の資格の取得促進	・鉄道事業者による利用者が安心して公共交通を利用できるよう職員の接遇力と介助技術の向上を図る研修の実施や資格取得を推進する。

(次ページに続く)



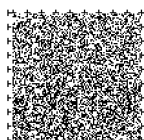
事業名	事業内容
利用者のマナー向上や高齢者、障害者等への配慮に関する啓発ポスターの掲示	・鉄道駅構内に、ポスター等を掲出し、高齢者、障害者等が施設を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての啓発活動を行う。
案内サインの掲示や車内放送、ホームページでの周知による利用者へのマナー啓発や広報活動	・高齢者の方や障害のある利用者等への優先利用に関する案内サインを掲示する。 ・バス車内放送にて優先席や車いすスペースが適切に利用できるよう優先利用の周知を行う。 ・ウェブサイトにて利用者へのマナーの周知を行う。
車いす・ベビーカー利用者等への接遇研修教育の実施	・車いすやベビーカーを利用される方をはじめ、様々な利用者に対して適切な対応ができるよう、接遇に関する研修や教育を実施する。



出典：中野区ヘルプカードリーフレット（おもて面）

【コラム】なかの手話言語まつり

中野区では、手話が『言語』であることへの理解とその普及を目的に令和2年(2020年)4月に『中野区手話言語条例』を施行しました。本条例に基づく取組として令和7年(2025年)3月に中野区聴覚障害者福祉協会主催の「手話言語まつり」を区が共催し、小学生親子を対象に、手話の理解促進と啓発を図りました。



⑦ その他の事業

事業名	事業内容
通行の支障となる道路上の不法占用物の撤去	・違反屋外広告物や商店の商品のはみだし等、不法占用に対して、商店街や地域、警察署等の関係機関と連携し、指導・取締を推進する。
放置自転車の撤去や自転車マナー啓発活動の推進	・自転車利用のルールの周知やマナー向上の啓発をするとともに、各駅周辺を中心に、放置自転車の指導・警告、撤去を実施する。
区有施設のバリアフリー化情報の提供	・中野区のバリアフリーマップによる区有施設等のバリアフリー設備等の情報提供を行う。また、情報の定期更新を実施するとともに、施設からの情報提供により随時更新する。
ホームページやアプリ等による駅や車両のバリアフリー化の情報提供、車両の運行情報の提供	・駅のトイレ、エレベーター、エスカレーター、車両内の車いすスペース等、施設のバリアフリー化に関する情報や鉄道やバスの到着時間などリアルタイム運行情報をホームページやアプリで提供する。
支援や介助を必要とする方へ適切な配慮をした接遇の実施	・聴覚障害者の方や言語によるコミュニケーションが難しい方への筆談具の対応など、施設の利用者が支援や介助を必要とする際に、適切な配慮をした接遇を実施する。

(4) 特定事業の実施時期

特定事業の実施時期について、以下のとおりです。

前 期	: 令和12年度(2030年度)までの事業完了を目標に実施する事業
後 期	: 令和17年度(2035年度)までの事業完了を目標に実施する事業
継続実施	: 継続的な取組
実施の検討	: 現段階では実施時期が未確定であるが、事業実施の検討を行い、整備環境が整い次第、実施する事業

